

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 3 号

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和 2 5 年茅ヶ崎市条例第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条の 9 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 3 7 条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては 2 0 0, 0 0 0 円」を削り、「1, 5 0 0, 0 0 0 円」を「1, 8 0 0, 0 0 0 円」に改める。

附則第 2 条の 3 中「から令和 9 年度まで」を「以後」に改める。

附則第 2 条の 6 第 1 項中「令和 2 0 年度」を「令和 2 5 年度」に、「令和 7 年」を「令和 1 2 年」に改める。

附則第 2 条の 7 中「又は附則第 2 1 条の 8 第 1 項」を「、附則第 2 1 条の 8 第 1 項又は附則第 2 1 条の 9 第 1 項」に、「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 2 条の 8 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

附則第 2 条の 1 3 中「附則第 7 条の 2 第 4 項」の次に「（法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第 2 1 条の 3 第 2 項中「附則第 3 4 条の 2 第 5 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 6 項」に、「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 2 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 4 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 3 1 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 1 5 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和 3 3 年法律第 3 0 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成 1 5 年法律第 7 7 号）第 5 6 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第 2 項に規定する優良住宅地等のた

めの譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第21条の10第2項中「附則第21条の9第1項」を「附則第21条の11第1項」に改め、同条第5項中「附則第21条の9第3項後段」を「附則第21条の11第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第21条の9第3項前段」を「附則第21条の11第3項前段」に改め、同条を附則第21条の11とする。

附則第21条の9第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の10第1項」に改め、同条第5項中「附則第21条の8第3項後段」を「附則第21条の10第3項後段」に改め、同条を附則第21条の10とする。

附則第21条の8第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の9第1項」に改め、同条を附則第21条の9とする。

附則第21条の7の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第21条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の8に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条

の 9 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 2 1 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 2 6 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 2 1 条の 8 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 2 1 条の 8 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 2 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 2 1 条の 8 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 2 1 条の 8 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 3 7 条の改正規定及び附則第 6 項の規定 令和 9 年 4 月 1 日

(2) 第 2 5 条の 9 第 2 項の改正規定、附則第 2 条の 7 の改正規定（「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める部分に限る。）、附則第 2 条の 8 第 2 項、附則第 2 条の 1 3 及び附則第 2 1 条の 3 の改正規定並びに附則第 4 項の規定 令和 1 0 年 1 月 1 日

(3) 附則第 2 条の 7 の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第 2 1 条の 1 0 の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 1 1 とする改正規定、附則第 2 1 条の 9 の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 1 0 とする改正規定、附則第 2 1 条の 8 の改正規定、同条を附則第 2 1 条の 9 とする改正規定及び附則第 2 1 条の 7 の次に 1 条を加える改正規定並びに附則第 3 項及び第 5 項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 6 4 号）の施行の日の属する年の翌々年の 1 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

2 改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第 2 条の 6 第 1 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和 8 年 1 月 1 日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 1 2 号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和 3 2 年法律第 2 6 号）第 4 1 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 1 6 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋

とみなされる同条第 16 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 17 項に規定する特例既存住宅及び同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (同条第 17 項の規定により同条第 1 項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第 17 項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 6 項に規定する認定住宅等 (同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋 (同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。) 若しくは既存住宅 (同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。) 若しくは増改築等をした家屋 (当該増改築等に係る部分に限る。) 又は同条第 10 項に規定する認定住宅等 (同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。) を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 附則第 1 項第 3 号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例附則第 2 条の 7 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日 (以下この項及び附則第 5 項において「3 号施行日」という。) の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第 21 条の 3 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第 1 項第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第 1 項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第 21 条の 8 の規定は、3 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

6 新条例第 37 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。